

## 3月20日に一般県道 幸手境線バイパスが 開通します

一般県道幸手境線バイパスの未供用区間である五霞町環境浄化センター西側の交差点から幸手市役所東側の交差点までの延長約1.8kmの区間が、3月20日(土)午後2時に開通を予定しています。

- お問い合わせ
  - ・ 境工事事務所 ☎(87)19553
  - ・ 都市建設課 建設・地籍G ☎(84)33347 (直通)



上空から望む令和橋



土与部方面から五霞町を撮影

## 役場における所得税の 申告(確定申告)期限に ついて

国税庁(税務署)は、所得税の申告(確定申告)期限を、4月15日(休)まで延長することとしましたが、役場における所得税の申告(確定申告)は、3月15日(月)で終了します。

3月16日(火)以降、所得税を申告する(確定申告)場合は、古河税務署を案内させていただくこととなりますので、了承願います。なお、申告が必要な方は次のとおりです。

- 所得税の申告が必要な方
  - ・ 令和2年中の給与の収入金額が2千万円を超える方
  - ・ 給与を1か所から受け、退職所得以外の所得金額(収入金額から必要経費を控除した後の金額)の合計額が20万円を超える方
  - ・ 給与を2か所以上から受けている方
  - ・ 事業所得や不動産所得などがある方で、令和2年中の各種所得の合計額が所得控除の合計額を超える方
- 町県民税の申告が必要な方
 

令和3年1月1日現在、本町に住民登録がある方で、次に該当する方。

- ・ 所得税の申告は不要とされるが、事業所得(農業所得を含む)や不動産所得がある方
- ・ 令和2年中の所得が無く、税法上において、どなたの扶養にもとられていない方(所得が無い旨の申告をいただきます)

○無申告によって起きる問題

- ・ 申告義務者が申告をせず、後に所得等が判明すると、さかのぼって課税され、加算税がかかる場合があります。
- ・ 前年所得を算定の基礎とする税(町県民税、国民健康保険税等)の正確な課税ができません。

所得証明書等の交付ができないため、様々な手続きに支障をきたします。

- ・ 所得判定を要する様々な行政サービスが受けられません。

所得の申告は義務付けられており、無申告の場合、不利益は本人だけでなく、家族(世帯員)へも及ぶ可能性があります。申告義務のある方は、必ず所得の申告をしてください。

- お問い合わせ
  - 町民税務課 税務G ☎(84)1966 (直通)